

令和元年度第2回大磯町行政改革推進委員会結果概要

- 日時 令和2年3月27日（金）午後1時30分から午後3時30分
- 場所 大磯町役場本庁舎4階第2委員会室
- 出席者（委員長）三浦委員（学識経験者）
（委員） 近藤委員（町政等に関する識見者）
増井委員（町政等に関する識見者）、宮代委員（町政等に関する識見者）、
沖山委員（公募町民）、沼野委員（公募町民）
- 事務局 政策総務部長、参事（政策担当）、政策課長、財政課長、政策課担当職員、
財政課担当職員
- 傍聴者 1名
- 議題（1）大磯町行政改革推進委員会について
（2）使用料・手数料等の見直しに関する基本方針(素案)について

○会議記録

1. あいさつ

（1）委員長・副委員長選任

◆互選により、次のとおり選出

○委員長・・・・三浦委員

○副委員長・・・・近藤委員

（2）委員長あいさつ

◆委員長より次のとおりあいさつ

議題は2つで、1つ目の議題は「行政改革推進委員会について」で、今後の審議にあたり、委員会の概要と行政経営プランについて事務局から説明がある。2つ目の議題は「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針（素案）について」であり、町の使用料・手数料の見直しに対する取組みや基本方針について事務局から説明がある。行政経営プランの取組みによる成果をより高めていけるよう、委員の皆さんからも忌憚のないご意見をいただければと思う。

2. 議事

(1) 大磯町行政改革推進委員会について

- ◆資料1に基づき、事務局より行政改革推進委員会及び行政経営プランについて説明した。委員からの質疑等はなし。

(2) 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針(素案)について

- ◆資料2-1及び資料2-2に基づき、事務局より使用料・手数料等の見直しに関する基本方針(素案)について、原価算定方式を基礎とする基本方針の素案の内容を説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

◎ 以前の素案より、整理されていてわかりやすくなったと思う。P2の「3 使用料・手数料の基本的な考え方」における、「(1)原価算定方式による料金算定の明確化」の中で、『原価算定方式を行うことが適当でないもの』とあるが、どのような例があげられるか。また、実際に試算を行い、理論使用料が予想していたものとかげ離れた例はあるか。(委員)

○ 算定の例外としては、町で新たな施設を建設した際、運用当初は多くの方に利用してもらいたいという観点から、理論使用料よりも安価に設定する可能性はある。実際の料金算定については、いくつか参考で試算を行った中では、理論使用料が現行の使用料と大きくかけ離れたものはなかった。ただし、全ての施設等の試算を現段階で行っているわけではないので、今後、料金の算定を行っていく中で、現行料金より高いもの、低いものが出てくるかと思うが、その際は、定期的な見直しサイクルの中で基本方針に基づき判断していくこととなる。また、本基本方針は、料金改定のためのみでなく、施設の担当部署にコスト意識を持たせることも重要であると考えている。(事務局)

○ 現行使用料と理論使用料の大幅な乖離が生じた場合は、負担調整を行うことになる。また、大幅な乖離が生じた場合、運用経費に問題があることも考えられる。人件費や物件費など、原価が高くなっている要因を突き止めていくことが重要であり、その結果、職員がコスト意識を持つことができる。原因を解消しつつ、受益者負担の適正化に努めていく。(事務局)

◎ この使用料・手数料の方針は、公平性を保つために重要なものである。積極的に進めてもらいたい。P1の「2 見直しの対象科目」において、「(1)見直しの対象となる科目」の4行目に、『適正な使用料の設定』とあるが、『使用料・手数料』に統一した方が良いのではないか。(委員)

- P1の「2 見直しの対象科目」については、ご意見を踏まえ表現を統一する。
(事務局)

- ◎ P2の「3 使用料・手数料の基本的な考え方」において、「(3)見直しによる負担調整措置等について」では、内容が経過措置に近いようである。また、「(4)減免対象範囲の標準化・適正化について」と、「(5)定期的な見直し」の2項目では原則的なことに触れているため、(3)を(4)と(5)の下へ移行してはどうか。
(委員)

- P2の「3 使用料・手数料の基本的な考え方」については、事務局では、「(1)原価算定方式による料金算定の明確化」、「(2)受益者負担割合の設定について」、「(3)見直しによる負担調整措置等について」の3項目を、原価計算の基本ルールとして流れを意識したつくりとしていたが、庁内検討会議でも「(6)算定の例外」について、先ほどの3項目の原価計算の基本ルールに含めることができるのではないかという意見もあった。いただいたご意見を踏まえ、再度検討し整理する。(事務局)

- ◎ P6の「6 受益者負担割合の設定について」では、使用料受益者負担割合の各割合において、施設の例があった方がわかりやすいのではないか。また、説明の中で使用料受益者負担割合の0%において、図書館の例が出てきたが、図書館は『民間で提供が難しく、個人の選択でサービスを受けられるもの』であるため、使用料受益者負担割合が50%に分類されるのではないか。(委員)

- P6の「6 受益者負担割合の設定について」での、受益者負担割合の設定についての図書館の例は、図書館は、図書館法(第17条)において『公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。』とあることから、民間では提供が難しいと考え、受益者負担割合は0%としている。一方、図書館内にある会議室などの借用スペースについては、町と受益者で50%ずつの負担になることも検討できるなどの状況から、受益者負担割合の例を示すことが難しい面もある。どういった表記がわかりやすいか検討していく。(事務局)

- ◎ P8からP9にかけての「8 減免措置基準の統一について」の、「(2)手数料の免除の基準」で、1行目に『町が定める手数料の免除の基準は、原則以下のとおりとします。』となった後、『また、手数料については、』とあるが、原則の話をしているのは『また、手数料については、』以降ではないか。『また』という表現により、別の内容が示されているように感じられてしまう。また、人件費につい

て説明があったが、以前の会議において町の全職員の人件費を算出した方がわかりやすいのではないかと意見したことがあった。正規職員が多い施設とアルバイトなどの職員が多い施設では、人件費の差が大きい。算出方法についても検討いただければと思う。(委員)

- コストの算定にあたっては、様々な算出方法が考えられるため、人件費については、新たなルールを作るのではなく、毎年行っている事務事業評価における数値を参考にするよう統一している。ご意見いただいた内容を踏まえて検討していく。(事務局)

- ◎ P2の「3 使用料・手数料の基本的な考え方」において、「(6)算定の例外」では、『別途協議の上、決定します。』とあるが、協議とは誰がどのような相手と協議することを指しているのか。(委員)
- 各施設の使用料・手数料は条例を基に決定していることから、必要があれば町議会へ諮ることも想定される。(事務局)

- ◎ P6の「6 受益者負担割合の設定について」の表で、0%と50%の両方に『日常生活に必要不可欠なサービス』という表現が入っている。この割合の差を決める基準が必要になるのではないか。全ての使用料・手数料等をリストアップして検討した方が良いと考える。(委員)
- 基本方針では、利用者に適正な負担を求めるために、料金の算定方法を明確にし、内容をわかりやすく簡潔に示すことが必要だと考えている。受益者負担割合について、個々の施設の負担割合を決めるなどの細かな調整は、今後、基本方針に基づき行っていくことになる。(事務局)

- ◎ P8の「8 減免措置基準の統一について」において、「(1)使用料の減額・免除の基準」では4項目が示されているが、この4項目には減額と免除するものが混在しているのか。また、実際にこの項目区分で機能するのか。外から見て透明性が保たれるよう、より細かく区分した方が良いのではないか。(委員)
- 減免・免除の区分については、項目ごとに限定的に示していないため、混在している。項目ごとに減免・免除の区分を示すことが難しく、限定することによって施設の性質によっては、運用が難しいことも想定されるからである。区分については、他自治体も参考にしながら各施設の条例などを調査し、検討を進めていきたい。(事務局)
- ◎ 条例の中には「公共的団体」という表現のものがある。素案の減額・免除の対象からは漏れているので検討していただきたい。また、対象となる都道府県が神

奈川県に限定されているが、「地方公共団体」としなくて良いか。(委員)

- 町条例や規則に沿った形で作成しているが、条例や規則を精査し、整合をとっていききたい。(事務局)

- ◎ P6の「6 受益者負担割合の設定について」では表にもあるとおり受益者負担割合が0%、50%、100%の3つ区分となっているが、大磯町の実態に基づいて計算ができるのか。今後の財政状況を見据えた収入を加味し、実施すべきである。(委員)

- 原価の算定方法や負担割合については、今までは統一的な考え方が整理されていなかったため定期的な見直しができる手法として前回の行政改革推進委員会及び庁内における検討会議において協議しながら方針を定めている。

本素案は、大磯の実態に基づいた使用料・手数料の見直しができる手法として考えたものであり、また、利用者に適正な負担を求めるためにも、料金の算定方法を明確にし、内容をわかりやすく簡潔に示すことが必要だと考えている。今後は、町内の各施設に照らし合わせ、どの受益者負担割合の区分が適切かなど基本方針に基づき整理・検討を行っていく。(事務局)

- ◎ 大磯町でいう「公共施設等とは」は何を指すのか。また、方針の中に「公共施設等とは」という定義の記載はしないのか。(委員)

- 大磯町でいう「公共施設等」は、「行政が全て管理監督している施設全体」を指す。この「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針(素案)」については、「公共施設等総合管理計画」に基づいて進めている。「公共施設等総合管理計画」とは、公共施設等全体の今後の在り方を考えている計画であり、その計画で定義を定めているため、定義の項目は省略している。(事務局)

- ◎ P6の「6 受益者負担割合の設定について」の表の中で、使用料受益者負担割合の0%では『民間では提供することが難しく、』と50%では『民間では提供することが難しいが、』という表現があるが、この違いは何か。(委員)

- 表中の表現は、誤解のないよう修正を行っていく。(事務局)

- ◎ P5の【原価構成費用項目】において、清掃などの費用はどこに入るのか。(委員)

- 物件費内の委託料に含まれる。清掃費用だけでなく、エレベーターなどの保守点検費用など、運営に係るもののほとんどが含まれる。(事務局)

- ◎ 使用料の収受に関しては、実務はどのようになっているのか。振込みなどの場合、債権回収費用はどうか。(委員)
- 平成 22 年から公共施設利用券を利用して行っている。前払いの制度をとっているので、債権の回収は考えなくて良い状況である。(事務局)

- ◎ 公共施設利用券は、何枚かつづられている 1 冊単位で購入するのか。(委員)
- ◎ 有効期限は設けられていないのか。(委員長)
- 1 枚から購入が可能である。また、有効期限も設けていない。(事務局)

- ◎ 町の地域会館の使用料は無料が多い印象だが、今回の議論からは除かれるという認識で良いか。(委員)
- 町内にある地域会館には、町が設置している地域会館と、地区所有の地域会館が混在している。町が設置している地域会館は、各地区に鍵の管理などの運営面を委託している。運営費用は一部町が補助するが、実費負担は地区の判断で徴収して構わないことになっている。そのため、今回の素案には含まれないが、地域会館の管理に関しては「公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の在り方について検討を行っていく。(事務局)

以上